

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成24年7月23日まで縦覧に供する。

平成24年5月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成24年5月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人へき地とあゆむ薬剤師

近藤 芳雄

高松市亀岡町9番20号

3 定款に記載された目的

この法人は、医療提供施設が少ないうえに、交通の便の悪い島しょ部・へき地の住民に対して、処方せん調剤及び一般用医薬品や衛生雑貨の販売などのサービスの提供を行うとともに、医療機関、介護関係者との連携により医療・福祉水準の向上を図り、また、健康づくり教室等の開催により住民の健康増進を推進するとともに、地域住民との交流を深めながら地域の活性化に寄与することを目的とする。